

議 長	副議長	事務局長	書 記
			



政務活動費実績報告書

令和 7年 8月 22日

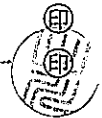
富谷市議会議長 金 子 透 殿

会 派 名

代表者氏名

議 員 名

出 川 博 一



下記のとおり政務活動費を使用したので富谷市議会政務活動費運用指針の規定により、次のとおり報告します。

記

使 途	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動
実 施 期 間	令和 7年 7月 28日 (月) ～7月 29日 (火)			
実 施 場 所	地方議員研究会 決算カードでわかる我が街の財政解説 (森 裕之講師)			
出席 (参加) 者名	出 川 博 一			
実施 (調査) 内容	「収入の基礎徹底解説」 「支出の基礎徹底解説」 「財政収支の見方」 「財政指標の見方」			
行 程	資料と USB データでの受講 (自宅)			

※レンタカー・自家用車を利用する場合、利用目的や利用区間、他公共交通機関利用した場合との比較等を報告すること。

※各欄に記載できない場合、別紙添付により提出も可能。



地方議員研究会

決算カードでわかる我が街の財政徹底解説編

立命館大学政策科学部教授 森 裕之 講師

自治体の二つの役割

1. 予算（財政運営）の決定

税金（公金）の使途や集め方について決定する。

2 価値（大切なもの）の発展

地域社会の発展のあり方を話し合って決める。

ex . 基本的人権、平和、環境、文化、健康、美、生物的・社会的弱者の包摂、ダイバーシティの尊重、人と人との繋がりなど

自治体財政は家計と同じである。

財政も家計も収入と支出から成り立っている。

自分の収入をどのように使うかは、それぞれの自治体や家庭の自由である
(自分たちの好みに合わせて支出すればよい)

家計の 1 ヶ月の収入が支出を上回れば、①貯金する ②翌月に使うのいずれかであり、自治体の場合も①基金に積み立てる ②翌年度に使うのいずれかになる。

家計の 1 ヶ月の収入よりも支出が多くなれば、①貯金を取り崩す ②赤字ローン（消費者ローン等）を借りるしかないが、自治体の場合には ①基金取り崩すのみ

自治体財政のルールはたった一つ：赤字にしない

自治体は赤字予算を組むことが認められていない。

(自治体は「消費者ローン」を借りられない。)

赤字とは、一般財源が足りない状態である。

赤字にしないことだけを守れば、財政をどこへ支出するのかは、すべて優先順位（好み）の問題（家計と全く同じである）

なぜ一般財源が重要なのか。

自治体がやりたい施策を実行できる。

一般財源が少なければ特定財源（国庫支出金、地方債等）が入ってこない。

自体の財政指数のすべてが一般財源との関係で判断される。

自主財源と依存財源

自主財源—自治体が自分の権能によって自主的に収入できる財源

(地方税、使用料・手数料、財産収入、寄付金等)

依存財源—使途が限定されている財源(国庫支出金、都道府県支出金、地方債等)

◆ 税金の種類と税率は議会が決めている。

地方税は、地方税法によって大枠が決められている。

地方税法で定められているのは、税金の種類と税率

地方税法で定められている税率はほとんどが「標準税率」(自治体が課税する場合に通常依拠すべき税率)であり、自治体は標準税率の引き上げ(超過課税)や引き下げ(軽減税率)を行うことが可能。→超過課税の場合には制限税率(上限)が設定されることが多い。

各自治体の税金の種類と税率は毎年度議会が決めている。

◆ 地方交付税は地方税とセット

一般財源＝地方税＋地方交付税等(標準的なサービス)

- ・国は各自治体に一般財源を保障しなければならない。国は各自治体それぞれに応じた一般財源の金額を設定する。(基準財政需要額)
- ・基準財政需要額は、自治体が行っている様々な住民サービスの必要額を国が見積もり、それを足し合わせた金額であり、基準財政需要額に対して自治体の基準財政収入額(≒地方税収)が不足している分を国が地方交付税として交付。

議会として国庫支出金を見るポイント

- 自治体の予算はとかく国庫支出金(補助金)に引っ張られて策定されるため、その補助事業が本当に必要なものなのかどうかについてきちんと検討する。
(その他の単独事業や補助事業と比べて、当該補助事業が不要不急でないかどうかを比較考量する)
- 補助事業の内容が地域のニーズに合ったものであるかどうかを考える。
- 補助事業に連動して必要となる一般財源の将来的な負担を考慮する。(公共施設の維持管理費や地方債の元利償還金など)

歳出を見る場合の注意点(総論)

各歳出項目の大きさだけをみずに、その中に含まれる一般財源の負担分をみる。

・それぞれの歳出項目はいくつかの財源(地方税、地方交付税、国庫支出金(補助金)、地方債、使用料・手数料など)によって賄われている。自治体にとって

の本当の負担は一般財源（地方税と地方交付税）のみであるから、その歳出項目に支出されている一般財源の大きさをみる。

- ・地方債が財源として多い場合は、その元利償還金（公債費）が将来の自治体の一般財源の負担になることに注意する
- ・建設費（投資的経費）はその後の維持管理がすべて自治体の一般財源の負担で賄わなければならないことに注意する。
- ・公共施設やインフラの建設の経費は主に地方債と国庫支出金で賄われるが、完成後の維持管理費経費は一般財源の負担となる。

歳出をみる場合の注意点（各論）

- 目的別歳出——各項目には建設費（投資的経費）が含まれているため、経費の大きさだけから事業規模を判断してはならない。（事業規模が大きいからといって、サービス水準が高いとは限らない）
- 性質別歳出——
- ・人件費と物件費（その6割は委託料）はセットで捉えることで、一般会計における実質的な人件費の大きさを見ないといけない。
 - ・補助費等と操出金は、一部事務組合や特別会計等への支出であることから、一般会計とこれらの各会計との関係に注意する。
 - ・性質別歳出の費目ごとに経常収支比率が示されているため、経常収支比率の問題を考える場合には性質別歳出の各費目の占める割合に着目する。

特別会計の住民負担を考える

特別会計には、保険料や使用料などの住民負担によって賄われる収入が含まれるものが多い。

保険料や使用料の引き上げは、一般会計による財政負担を軽くする一方で、それに関わる住民の負担が重くなる。

一般会計は「住民全員の財布（財源）」であることから、特別会計の保険料や使用料の政策的引き下げは、住民全員でそれに関わる一部の住民の経済的負担の軽減を行うことを意味する（ex 水道と下水道の違い）

一部の住民のために政策的対応であっても、それが福祉的要素（垂直的公平）に基づく場合には是認されうる。

特別会計の住民負担を考える際には、これらの内容を総合した上で判断する。

以　上